

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 7 回バイオテクノロジー応用食品特別部会

日時 : 2007 年 9 月 24 日 (月) ~ 9 月 28 日 (金)
 場所 : 千葉 (日本)

仮 議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	バイオテクノロジー応用食品に関する国際政府間機関の作業の概説 組換え DNA 動物由来食品の安全性評価に関する FAO/WHO 専門家会合の報告の概要
4.	組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
5.	組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書原案: 栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価 (ステップ 4)
6.	組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書原案: 微量に存在する組換え DNA 植物の安全性評価 (ステップ 4)
7.	その他の事項及び今後の作業
8.	次回会合の日程及び開催地
9.	報告書の採択

第7回バイオテクノロジー応用食品特別部会（TFFBT）の 主な検討議題

開催日及び開催場所

日時　： 2007年9月24日（月）～9月28日（金）
 場所　： 千葉（日本）

主要議題の検討内容

議題4 組換えDNA動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン 原案（ステップ4）

組換えDNA動物由来食品の安全性評価の実施に関して、既存の組換えDNA植物の安全性評価の実施に関するガイドラインを模範とし、組換えDNA魚類由来食品等の種特異的な安全性評価ガイドラインとはせず、動物一般に適用し得るガイドラインを策定することで検討が進められているもの。第6回会合では、ほぼ総会で採択できるレベルにまで達したものの、「抗生物質耐性マーカー遺伝子の利用」に関するセクション（パラグラフ64～67）については、FAO/WHO専門家会合における検討結果を踏まえる必要があったことから、当該セクションについてはステップ3に戻して再度各国のコメントを求めるることとし、その他の部分についてはステップ4に留めることとされていた。

「抗生物質耐性マーカー遺伝子の利用」に関するセクションについては、本年2月に開催されたFAO/WHO合同専門家会合の報告において、「各種のレポーター遺伝子や選択マーカー遺伝子が幅広く使用されているが、食用を目的とした組換えDNA動物への利用における安全性については、十分な情報が得られない状況にある」との結論が出され、現段階において、当該セクションの変更・修正等を必要とする科学的見解は示されていない。

よって、「抗生物質耐性マーカー遺伝子の利用」に関するセクションについては、将来、抗生物質耐性マーカー遺伝子によらない安全な代替法が開発された際はそれを使用すべき、とした現行案を支持し、本ガイドライン原案をステップ5/8へ進められるよう適宜対応したい。

議題5 組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付 属文書原案：栄養又は健康に資する組換えDNA植物由来食品の安全性評価 (ステップ4)

本議題は、2003年に採択された「組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」の付属文書として、『栄養又は健康に資する』組換えDNA植物由来食品の安全性評価ガイドライン原案を検討するものである。本

年 5 月にカナダ等を座長とする物理的作業部会において取りまとめられた付属文書原案について、本会合に先立ち各国に意見を求め（ステップ 3）それらの意見を基に審議を行うこととなっている。

我が国としては、本付属文書が我が国で用いている「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に沿ったものとなるよう留意して対応したい。

また、栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）で適用されるリスク分析原則の策定作業が開始されることに鑑み、本付属文書の内容が、CCNFSDU における栄養学的リスク評価に関する検討内容と重複することなく、栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食品に固有の安全性および栄養学的問題を十分に包括した内容となるよう対応したい。

議題 6 組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン

付属文書原案：微量に存在する組換え DNA 植物の安全性評価（ステップ 4）

前回会合において、輸出国では承認済みであるが、輸入国においては未承認である遺伝子組換え植物が微量に混入した場合の安全性評価及びそのような評価を容易にするための情報共有システムについて、既存の植物ガイドラインの付属文書を作成することが合意された。作業部会において原案の検討が行われた結果、既存の植物ガイドラインから栄養の評価に関する部分は削除し、他の安全性評価に関する事項については可能な限り残した案が会議文書として回付されている。この原案においては、どのような場合に「微量に存在」とするか、本付属文書をいつ・どのように使用するかについては、各国が判断することとされている。また、情報共有メカニズムについては、FAOよりポータル・サイトを構築して提供する旨、申し出がなされている。

現在、付属文書については、既存の植物ガイドラインと重複する部分も全て収載した案と、異なる部分のみを抜き出した案の二つの案が提示されているが、いずれにしても、前回合意されたプロジェクト文書の内容（リスク管理手段については本文書では扱わない等）がきちんと反映されること、また、既存の植物ガイドラインの内容と齟齬を生じさせないこと等に留意して対応したい。